

# 自動販売機設置委託契約書

長野県庁生活協同組合（以下「甲」という。）と株式会社〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により、自動販売機の設置委託契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（設置目的及び委託業務）

第2条 甲は、甲の組合員の福利厚生を目的に自動販売機を設置し、その管理運営に係る業務を乙に委託するものとする。

（設置場所及び種類）

第3条 甲の委託を受けて乙が設置する自動販売機の設置場所及び種類並びに台数は、別添のとおりとする。

（設置期間）

第4条 自動販売機の設置期間は、令和5年（2023年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までの3年間とする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに双方から意思表示がなければ、同じ条件でさらに1年間更新され、それ以後も2年間（＝延べ3年間）更新することができるものとする。

（設置委託料の額）

第5条 乙の、自動販売機の設置委託料は、年額金〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇円）とし、その内訳は、別添のとおりとする。

（設置委託料の支払）

第6条 乙は、甲の発行する請求書により、毎年4月20日までに、その年度に属する自動販売機の設置委託料を甲に支払わなければならない。

なお、その場合の振込手数料は、乙の負担とする。

（電気料及び行政財産使用料）

第7条 乙は、設置する自動販売機ごとに電気使用量を計測するメーターを、甲の指示するところにより設置しなければならない。

2 乙は、前項のメーターにより計測された自動販売機の電気使用量に基づく電気料及び自動販売機（空容器の回収ボックスを含む。）の使用面積に係る行政財産使用料を支払わなければならない。

（費用負担）

第8条 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。また、前条に定めるメーターの設置費用も乙の負担とする。

（空容器の回収義務）

第9条 乙は、乙が設置した空容器の回収ボックスに投棄された空容器については、乙の責任において処理するものとする。

（譲渡の禁止）

第10条 乙は、本契約に基づく自動販売機の設置及び管理運営に係る一切の業務を第三者に譲渡してはならない。

(運営上の義務)

第 11 条 乙は、自動販売機の設置及び管理運営に関し、善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。

(商品等の盗難又は損傷)

第 12 条 甲は、設置された自動販売機並びに当該自動販売機で販売する商品及び当該自動販売機内の金銭の盗難又は損傷について、甲の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(契約の解除)

第 13 条 次の各号の一に該当するときは、甲は、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が、本契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 乙が、事業の継続が困難になったとき。
- (3) 乙が、県有財産の使用にふさわしくないと認められるとき。
- (4) 県が、公用のため自動販売機の設置場所を利用する等、甲が、県から行政財産目的外使用許可を受けられないとき。
- (5) 乙が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）に該当する旨の通報を警察から甲が受けたとき。

(契約の費用)

第 14 条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(暴力団員又は暴力団関係者からの不当介入を受けた場合における措置義務)

第 15 条 乙は、本契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けたときは、これを拒否し、速やかに所轄の警察署に通報して捜査上必要な協力を行うとともに、その内容を甲に報告しなければならない。

(疑義の決定)

第 16 条 本契約に関して疑義のあるときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(裁判の管轄)

第 17 条 本契約に関する訴訟は、長野県庁生活協同組合所在地を管轄する長野地方裁判所に提訴するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 5 年（2023 年）3 月〇日

(甲) 長野市大字南長野幅下 6 9 2 - 2

長野県庁生活協同組合

代表理事 理事長 玉 井 直

(乙) 住所

会社名

代表者名

Ⓜ